

人のうごき

令和8年4月届出分を掲載(希望者のみ)

ごっこん

上村 晃貴さん 三浦 奈々美さん 南5の3
重原 啓汰さん 中村 胡桃さん 南3の3

おくやみ

柿崎 吉則さん 76歳 南2の4
大屋 ヨシエさん 98歳 栄町
関口 志津子さん 84歳 北大通1
吉田 吉勝さん 87歳 北3の2
紺藤 司さん 60歳 栄町
熊林 カヨさん 99歳 緑町
山岸 秀昭さん 83歳 港町
村中 シズ子さん 91歳 南5の4
辻村 功さん 85歳 朝日
小林 求さん 89歳 南町
佐井 國一さん 86歳 浜町
岩倉 正枝さん 82歳 港町

人口と世帯数(4月末)

人口	5,684人	(+1)
男	2,770人	(+5)
女	2,914人	(-4)
世帯数	3,258世帯	(+14)

()は前月比

戸籍の届出について

戸籍の届出は休日も対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。(☎ 68-7003)

※ 広報はぼろ増刊号の訂正について

広報はぼろ増刊号「予算説明概要書2026」の12ページ「焼尻総合研修センター施設管理事業(新規)」の金額に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに次のとおり訂正します。
(誤) 548万円 (正) 55万円



まちの法律

ひまわり便り



令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に対し、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。これまで自動車や原動機付自転車などに適用されてきた仕組みが、自転車にも及ぶことになったものです(令和6年5月成立の改正道路交通法)。

青切符とは、警察官が現場で比較的軽微な交通違反を現認したときに交付される交通反則告知書の通称です。違反者が期限内に反則金を納付すれば起訴されず、刑事裁判を経ずに手続きを終えることができます。前科がつかないため違反者の負担が軽くなる一方、迅速・確実な責任追及が可能となり、違反抑止の効果も期待されています。

対象となるのは16歳以上の自転車運転者で、運転免許の有無は問いません。16歳未満は青切符制度の対象ではなく、違反については、これまで多くの場合に行われてきた指導警告を含め、個別の事案に応じた対応となります。

反則行為は多数指定されており、反則金は違反内容に応じて3,000円から12,000円までの幅があります。スマートフォンを手で保持しながらの「ながら運転」は最高額の12,000円、信号無視や通行区分違反(右側通行など)は6,000円、二人乗りや並進は3,000円などと定められています。もっとも、違反があれば直ちに青切符が切られるわけではありません。従来どおり現場での指導警告がなされたにもかかわらず、警告に従わず違反を続けた場合や、交通事故に直結する危険な違反、歩行者や他の車両に具体的な危険を生じさせた場合などには、青切符が交付されうることです。

他方、酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、ながら運転により道路における交通の危険を生じさせた場合などは、悪質・危険性が高いため青切符の対象外となり、従来どおり赤切符による刑事手続きで処理されます。酒気帯び運転は3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、酒酔い運転は5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金と、重い刑罰が定められています。また、一定の危険行為を3年以内に2回以上行くと、都道府県公安委員会から自転車運転者講習の受講命令が出される場合があり、命令に従わないときは5万円以下の罰金が科されます。

自転車は道路交通法上の軽車両に位置付けられる車両であり、原則として車道の左側通行です。雪どけを迎え自転車を使う機会が増える季節です。ご家族でもう一度交通ルールを確認し、安全で安心な利用を心掛けましょう。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341

